

2 諸手当に関する状況

(4)管理職手当

令和6年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	課長級	部長級	その他
八 王 子 市	89,600	126,900	—
立 川 市	80,000	115,000	—
武 蔵 野 市	84,000	102,800	副参事75,100、参事93,500
三 鷹 市	89,000	115,000	課長補佐及び副主幹67,800、担当課長及び参事83,000、担当部長106,500
青 梅 市	80,000	106,500	担当部長92,600
府 中 市	92,600	115,000	課長補佐73,900、次長106,500
昭 島 市	75,000	103,000	総務部担当課長67,800、枢要課長80,000、枢要部長115,000
調 布 市	89,600	115,000	課長補佐67,800、次長106,500
町 田 市	75,000	120,000	担当課長47,000、特命担当課長(建築審査担当課長を除く)65,000、特命担当課長(建築審査担当課長)75,000、建築開発審査課長(建築審査担当課長を兼ねる場合)85,000、次長105,000
小 金 井 市	76,000	103,000	—
小 平 市	79,200	100,200	課長補佐59,800
日 野 市	79,000	114,000	課長補佐67,000、主幹76,000、 参事(広報政策担当除く)100,000、危機管理監133,000
東 村 山 市	74,000	94,000	次長83,000
国 分 寺 市	73,400	96,600	統括課長85,000
国 立 市	73,300	100,400	—
福 生 市	81,000	105,000	—
狛 江 市	76,000	103,000	課長補佐62,000、主幹71,000、理事91,000
東 大 和 市	71,000	95,000	参事・会計管理者83,000
清 瀬 市	67,800	90,300	副参事58,800、参事81,600、統括監113,600
東 久 留 米 市	75,000	99,000	—
武 蔵 村 山 市	71,000	95,000	市長が定めた事務を担当しない主幹・課長補佐・副主幹53,000
多 摩 市	80,000	115,000	統括課長106,500
稲 城 市	73,400	101,700	主幹57,600、統括課長85,900
羽 村 市	70,000	89,300	—
あ き る 野 市	65,000	90,000	—
西 東 京 市	79,000	98,800	部次長・副参与84,000
瑞 穂 町	70,000	94,000	—
日 の 出 町	78,000	—	主幹40,000、担当課長60,000
檜 原 村	78,000	—	主幹65,000
奥 多 摩 町	78,000	—	—
大 島 町	59,500	—	主幹55,500、統括課長62,300
利 島 村	59,500	—	主幹55,000
新 島 村	59,500	—	主幹40,000
神 津 島 村	55,000	—	—
三 宅 村	59,500	—	統括課長62,300
御 蔵 島 村	55,000	—	統括課長58,950
八 丈 町	59,500	—	課長補佐55,500、統括課長62,300
青 ケ 島 村	59,500	—	課長補佐30,000
小 笠 原 村	59,500	—	—